

障がい者の就労支援に取り組まれている皆様へ

## 障がい者向け職業訓練のご案内

～障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練～

岩手県では、障がいのある方などの就業を促進するとともに、県内企業の障がい者雇用を後押しするため、職業訓練を実施しています。利用者様の就職支援に、職業訓練の利用を検討されている場合は、お気軽にご相談ください。

訓練の  
メリットは？



- ◆ 障がいのある方にとっては、就職に関する**マナーや心構え**を学ぶことができ、社会経験が深まります。
- ◆ 訓練修了後、県から訓練実施機関（委託先）へ委託料をお支払いします。  
訓練実施先の事業所から受講生に対して、**賃金や交通費等の支払は不要**です。
- ◆ 各コースの内容については、以下をご覧ください（コース毎のメリットも記載しています）。

### ◆ 訓練のコース

#### ① 座学中心コース ～座学を中心とした少人数の訓練～

※随時決定

##### ■ 訓練概要

- ・ **座学による知識や技能の習得を中心とした職業訓練**です。
- ・ カリキュラムによっては、職場実習と組み合わせて行うことができます。

##### ■ 実施機関（委託先）

社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関、企業など

##### ■ 訓練期間及び時間

- ・ 期間：3か月以内
- ・ 時間：1か月あたり80～標準100時間

##### ■ 委託料（訓練実施機関にお支払いします）

受講者1人あたり 集合訓練：月額6万円、職場実習：月額10万円



##### ■ 実施事例（R4,R5）

- ・ OA事務・販売科
- ・ 事務補助科

##### ■ メリット

○ WordやExcelの操作方法等、就職に役立つ様々な知識・技能を身に付けることができます。

#### ② インターンシップコース ～企業現場を活用した訓練～

※通年、受講者を募集しています。

##### ■ 訓練概要

企業などの現場において、その業務内容に沿った作業実習を行う、**より実践的な職業訓練**です。

##### ■ 実施機関（委託先）

企業など

##### ■ 訓練期間及び時間

- ・ 期間：3か月以内
- ・ 時間：1か月あたり60～標準100時間

##### ■ 委託料（訓練実施機関にお支払いします）

受講者1人あたり 受託先が中小企業の場合：月額9万円  
中小企業以外の場合：月額6万円



##### ■ 実施事例（R5）

- ・ OAシステム科
- ・ 工業包装科

##### ■ メリット

○ 実際の仕事を実習として行うことで、仕事の内容等が自分に合うか確認できます。

#### ③ 学校卒業予定者コース ～学生を対象とした訓練～

※学校からの推薦により、受講者を決定します。

##### ■ 訓練概要

- ・ 10月時点で卒業後の就職先が内定していない学生を対象とした訓練です。
- ・ 上記②のコースに準じて行われます。

##### ■ 実施機関（委託先）

企業など

##### ■ 訓練期間及び時間

- ・ 期間：3か月以内
- ・ 時間：1か月あたり60～標準100時間

##### ■ 委託料（訓練実施機関にお支払いします）

受講者1人あたり 受託先が中小企業の場合：月額9万円  
中小企業以外の場合：月額6万円



##### ■ 実施事例（R5）

- ・ 機械組立て科
- ・ 水産加工科
- ・ 食品加工科
- ・ 建設作業補助科

##### ■ メリット

○ 実際の仕事を実習として行うことで、卒業・就職の前に自分の適性を知ることができます。

## ◆ 訓練の委託料は？

○委託先に対しては、委託料をお支払いします。

※訓練生の中退所等により委託契約書で定めた期日前に訓練を終了した場合

- ・訓練時間数が総訓練時間数に対して8割以上である場合は、委託料を減額しません。
- ・訓練時間数が総訓練時間数に対して8割に満たない場合は、委託料を日割りとします。

→以上に沿って算出した委託料を、訓練終了後にお支払いします。

## ◆ 訓練の対象となる障がい者は？

次のいずれにも該当する方です。

①ハローワークに求職申し込みをしている障がい者

②公共職業安定所長の受講あっせんを受けた方

※手帳を取得していない場合でも、診断書等がある場合は対象となる場合があります。

※訓練終了後、受け入れ先での就労が約束されたものではありません。

※労災保険の特別加入の対象となります。(県が手続きをします。)

※任意で職業訓練生総合保険に加入できます。

就職を希望する障がい者

職業訓練

訓練実施場所：企業等

就職



## ◆ 訓練までの流れ (インターンシップコースの場合)

訓練内容、訓練時間数等の調整や、訓練開始までの手続き等の支援を、県の担当者（障がい者職業訓練コーチ・コーディネーター）が行います。

### ① 問い合わせ

各地域の実施主体(下記参照)までご相談ください。

### ② 打ち合わせ

担当者が企業等と訓練の打ち合わせを行い、訓練実施に向けたマッチングの支援を行います。

### ③ 契約手続き

企業等と訓練希望者が合意した場合、県と企業が委託契約を締結し、訓練開始に向けた準備をします。

訓練開始

## ◆ 訓練事例のご紹介 (R5実施コース)

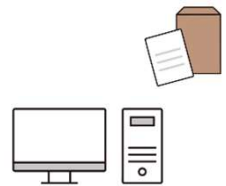
### ◎OAシステム科 (インターンシップコース)

■訓練期間：1か月（うち訓練日は15日間）

■訓練時間：9時30分～15時30分（休憩60～90分） ※訓練時間と休憩は日によって変動。

#### ■訓練内容

- ・通信機器の移動、設置
- ・プリンター管理、消耗品管理等



## ◆ 問い合わせ先 (実施主体)

職業能力開発施設	担当地区
<b>県立産業技術短期大学校 矢巾校</b> 〒028-3615 紫波郡矢巾町大字南矢幅10-3-1 TEL 019-697-9096 fax 019-697-9089	盛岡地区、花巻地区、北上地区、二戸地区
<b>県立産業技術短期大学校 水沢校</b> 〒023-0003 奥州市水沢佐倉河字東広町66-2 TEL 0197-22-4427 fax 0197-22-4431	胆江地区、一関地区、気仙地区
<b>県立宮古高等技術専門学校</b> 〒027-0037 宮古市松山第8地割29-3 TEL 0193-62-5606 fax 0193-64-6596	釜石地区、遠野地区、宮古地区、久慈地区

◎ 訓練の詳細など不明な点は、気軽にお問い合わせください。

